

ご案内

令和4年

事業者様

静岡労働局長登録教習機関
一般社団法人 浜松労働基準協会

「新入者安全衛生教育」の開催について

労働災害を防止するためには、設備等の安全化とともに労働者の安全衛生教育の徹底が極めて重要であり、特に雇入れの際における安全衛生教育の充実と強化の必要性は論をまたないところです。

のことから、労働安全衛生法第59条においては、この教育を事業者に義務づけているところです。

つきましては、例年のとおり新入者の方々を対象に労働安全衛生法による安全衛生教育の一環として、下記により基礎的な安全衛生教育を行いますので、多くの新入者の方々を積極的に参加させていただきますようご案内申し上げます。

記

1. 講習日時及び会場

※都合により変更することがあります。

対象	開催日	講習時間	会場
建設業関係	4月 4日(月)	13時30分 ~	浜松労政会館 浜松市中区東伊場2-7-1 (浜松商工会議所7F)
一般事業場	4月 5日(火)	13時30分 ~	

2. 受講料等(テキスト代・消費税を含む)

当協会員事業場 1名 4,320円 (消費税 393円含む)

非協会員事業場 1名 6,520円 (消費税 593円含む)

3. 申込みの方法

(1)受講申込書に所要事項をご記入の上、受講料等を添えて「一般社団法人 浜松労働基準協会」にお申込みいただき、引換に受講券をお受け取りください。

※定員に達し次第締切させていただきますので、お早めにお申込みください。

(2)【申込みの取消】

開催日の7日前までに受講券と受講料等の領収書の返却があった場合に限って受講料等をお返しいたします。

【受講者の変更】

開催日の7日前までに、ご連絡ください。開催日の7日前までにご連絡がない場合は、受講者を変更することができません。また、受講料等の返金も致しませんので、予めご了承ください。

注)講習会は日本語のテキストに沿った講義を行いますので、これらに対応できる方を対象として受付けています。

4. 注意事項

講習会当日、遅刻の場合は失格となり、受講料等の返金も致しませんのでご注意ください。

5. 修了証の交付

講習修了者には、「新入者安全衛生教育修了証」を交付します。

6. 持参するもの(テキストは当日、会場でお渡しします)

受講券、筆記用具

7. 講習のお申込等に関するお問い合わせは下記へ

〒430-0929
浜松市中区中央1-3-6 浜松イーストセブン205号

一般社団法人 浜松労働基準協会

電話: <053>452-4853

FAX: <053>454-2869

新入者安全衛生教育 受講申込書

貴事業場の業種について、何れかに○印を付してください。
 •建設業 •一般事業場

希望日： 月 日

受講者氏名	生年月日	住 所	
	S H	(〒)	
※ 旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無(いずれかを○で囲む)	有・無	併記を希望する氏名又は通称	
	S H	(〒)	
※ 旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無(いずれかを○で囲む)	有・無	併記を希望する氏名又は通称	
	S H	(〒)	
※ 旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無(いずれかを○で囲む)	有・無	併記を希望する氏名又は通称	
	S H	(〒)	
※ 旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無(いずれかを○で囲む)	有・無	併記を希望する氏名又は通称	

一般社団法人 浜松労働基準協会 御中

年 月 日

〒

所在地

事業場名

(ゴム印可)

T E L

— —

F A X

— —

(担当者氏名)

)

※ 修了証に旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合は以下の書類が必要です。

旧姓の場合：戸籍抄本、旧姓が併記された住民票(個人番号の記載のないもの)、自動車運転免許証の写し、マイナンバーカード(写真のある面)の写し、のいずれか

通称の場合：住民票(個人番号の記載のないもの)又はそれに類する公的機関の証明書の写し

協会事務 処理欄	旧姓・通称 確 認 (○印)	処理日	確認者	実施管理者
	・自動車運転免許証 ・戸籍抄本 ・住民票 ・マイナンバーカード ・その他 ()	年 月 日	印	印

* 申込書に記載された個人情報については、「新入者安全衛生教育」実施のためのみに使用し、外部に公表することはいたしません。